

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、仲野株切地区共同施行が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）仲野株切地区）を行うことについて平成19年2月26日認可した。

平成19年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀